

令和5年第3回市議会定例会議案

足 利 市

番 号	件 名	ページ
議案第 3 4 号	令和 5 年度足利市一般会計補正予算（第 2 号）について	4
議案第 3 5 号	栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について	6
議案第 3 6 号	佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について	7
議案第 3 7 号	足利市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について	9
議案第 3 8 号	令和 5 年度足利市一般会計補正予算（第 3 号）について	1 1
議案第 3 9 号	足利市手数料条例の改正について	1 6
議案第 4 0 号	足利市男女共同参画センター条例の改正について	2 3
議案第 4 1 号	足利市火災予防条例の改正について	2 5
議案第 4 2 号	財産の取得について	2 9
議案第 4 3 号	足利市介護保険条例の一部を改正する条例の改正について	3 0
議案第 4 4 号	足利市国民健康保険条例の一部を改正する条例の改正について	3 2
議案第 4 5 号	所有権確認等請求調停事件に係る調停について	3 4
報告第 7 号	令和 4 年度足利市一般会計継続費繰越計算書について	4 8
報告第 8 号	令和 4 年度足利市一般会計繰越明許費繰越計算書について	5 1
報告第 9 号	令和 4 年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	5 5
報告第 1 0 号	令和 4 年度足利市水道事業会計予算繰越計算書について	5 7

報告第11号	令和4年度足利市下水道事業会計予算繰越計算書について	60
報告第12号	令和4年度足利市一般会計事故繰越し繰越計算書について	63

令和5年度足利市一般会計補正予算（第2号）について

次のとおり定める。

令和5年6月9日提出

足利市長 早川 尚 秀

令和5年度足利市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度足利市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,427,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位千円）

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
50 国庫支出金		8,261,892	550,000	8,811,892
	15 国庫補助金	1,572,172	550,000	2,122,172
歳入合計		53,877,000	550,000	54,427,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
20 民生費		21,703,038	550,000	22,253,038
	10 社会福祉費	5,477,204	550,000	6,027,204
歳出合計		53,877,000	550,000	54,427,000

栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更について

佐野地区衛生施設組合が解散することに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 10 月 1 日から栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合同約を次のとおり変更する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

足利市長 早川 尚 秀

栃木県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合同約（平成 18 年栃木県指令市町村第 1212 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「那須地区広域行政事務組合 佐野地区衛生施設組合」を「那須地区広域行政事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退すること
に伴う財産処分について

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う退職手当支給事務にかかる財産処分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、別紙のとおり関係地方公共団体と協議のうえ定めるものとする。

令和5年6月9日提出

足利市長 早川尚秀

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退すること
に伴う財産処分に関する協議書

令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、栃木県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち退職手当支給事務にかかる財産処分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、下記のとおり定める。

記

栃木県市町村総合事務組合は、栃木県市町村総合事務組合負担金等条例(平成18年組合条例第21号)第10条第1項の規定により、佐野地区衛生施設組合が、栃木県市町村総合事務組合において退職手当支給事務を共同処理することとなった日から当該事務を共同処理しないこととなった日までの間に納付した一般負担金、特別負担金及び納付金の総額と、事務費に相当する金額として一般負担金の算定の基礎となった給料月額総額の総額に1000分の0.85を乗じて得た額に相当する額及び当該期間に支給した退職手当の総額の合計額との差額を佐野地区衛生施設組合に還付するものとする。

令和5年8月31日

足利市長 早川尚秀

足利市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

次のとおり改正する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

足利市長 早 川 尚 秀

足利市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

足利市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年足利市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年度足利市一般会計補正予算（第3号）について

次のとおり定める。

令和5年6月9日提出

足利市長 早川尚秀

令和5年度足利市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度足利市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,791,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,218,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位千円）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
50 国庫支出金		8,811,892	740,733	9,552,625
	10 国庫負担金	6,648,582	217,087	6,865,669
	15 国庫補助金	2,122,172	523,646	2,645,818
55 県支出金		4,302,692	15,930	4,318,622
	15 県補助金	1,157,568	15,930	1,173,498
70 繰入金		1,486,608	49,337	1,535,945
	10 基金繰入金	1,486,608	49,337	1,535,945

80 諸 収 入		3,536,126	870,000	4,406,126
	20 貸付金元利収入	3,071,400	870,000	3,941,400
85 市 債		3,532,000	115,000	3,647,000
	10 市 債	3,532,000	115,000	3,647,000
歳 入 合 計		54,427,000	1,791,000	56,218,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 総 務 費		3,793,483	8,030	3,801,513
	20 戸籍住民基本台帳費	430,967	8,030	438,997
20 民 生 費		22,253,038	136,386	22,389,424
	10 社会福祉費	6,027,204	1,500	6,028,704
	15 児童福祉費	9,006,996	26,031	9,033,027
	20 老人福祉費	4,734,705	108,855	4,843,560
25 衛 生 費		5,435,350	380,984	5,816,334
	10 保健衛生費	2,790,450	377,904	3,168,354
	15 清 掃 費	2,644,900	3,080	2,647,980
35 農林水産業費		612,513	600	613,113
	10 農 業 費	458,092	600	458,692
40 商 工 費		3,896,377	1,265,000	5,161,377
	10 商 工 費	3,896,377	1,265,000	5,161,377
歳 出 合 計		54,427,000	1,791,000	56,218,000

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
20 民生費	20 老人福祉費	整備事業費(幸楽荘大規模改修)	70,883
25 衛生費	15 清掃費	施設等整備事業費(自動車購入)	12,000

第3表 債務負担行為補正

(単位千円)

インフレスライド条項適用に伴う債務負担行為の変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
新斎場建設工事 (仮設棟・火葬棟・待合棟1)	令和3年度から 令和6年度まで	1,790,000	令和3年度から 令和6年度まで	1,813,108

第4表 地方債補正

(単位千円)

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
				期間 (内据置期間)	方法
老人福祉 事業費	85,400	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合は、 当該見直 し後の利 率)	20年以内 (5年以内)	年賦又は半年 賦償還とする。 ただし、償還期 日は借入先と協 定するものとし る。 市財政の都合 により繰上償還 のために償還年 限を短縮し、又 は低利債に借換 えすることができる。

変 更

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
					期間 (内据置期間)	方 法
変更前	保健衛生事業費	922,200	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	30年以内 (5年以内)	年賦又は半年賦償還とする。ただし、償還期日は借入先と協定するものとする。 市財政の都合により繰上償還のために償還年限を短縮し、又は低利債に借換えすることができる。
変更後	保健衛生事業費	951,800	同上	同上	同上	同上

足利市手数料条例の改正について

次のとおり改正する。

令和5年6月9日提出

足利市長 早川尚秀

足利市手数料条例の一部を改正する条例

足利市手数料条例（平成12年足利市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可の項の次に次のように加える。

法第52条第6項第3号の規定による認定	建築物の容積率の認定申請手数料	27,000円
---------------------	-----------------	---------

別表第3法第53条第5項の規定による許可の項中「前面道路の境界線に基づき指定された壁面線等を越えない」を削り、同表法第55条第3項各号の規定による許可の項中「第55条第3項」の次に「又は第4項」を加え、同表法第57条第1項の規定による認定の項の次に次のように加える。

法第58条第2項の規定による許可	高度地区における建築物の高さの許可申請手数料	160,000円
------------------	------------------------	----------

別表第3法第86条の2第1項の規定による認定の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「建築物の建築等認定申請手数料」に改め、同表法第86条の2第2項又は第3項の規定による許可の項中「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築許可申請手数料」を「建築物の建築等許可申請手数料」に改め、「（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同表建築物省エネ法第34条第1項の規定による認定の項中「共用部分の面積」を「共用部分の床面積」に改め、同表建築物省エネ法第41条第1項の規定による認定の項を次のように改める。

建築物省エネ法第41条第1項の規	建築物エネルギー消費性能の認定申請手数料	
	(1) 当該建築物のエネルギー消費性能（建築物省エネ法第2条第2号のエネルギー消費性能をいう。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（住宅性能評価機関又は登録省エネ判定機関が発行したものに限る。）の添付があった場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
	ア 一戸建ての住宅の場合	申請1件につき

定による認定

	4,700円
イ 共同住宅等の場合 次に掲げる面積(共用部分を計算しない評価方法(建築物エネルギー消費性能基準であつて、市長が指定するものをいう。))を用いる場合にあつては、共用部分の床面積を控除した面積。次項(イ)並びに(2)エからカまで及びキ(エ)から(カ)までにおいて同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	9,000円
300㎡以上2,000㎡未満	18,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	41,000円
5,000㎡以上	74,000円
ウ 1の建築物全体の場合(ア及びイに掲げる場合を除く。)次に掲げる手数料を合算した額	
(ア)住宅部分((イ)に係るものを除く。)	申請1件につき 4,700円
(イ)共同住宅等の部分について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	9,000円
300㎡以上2,000㎡未満	18,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	41,000円
5,000㎡以上	74,000円
(ウ)非住宅部分について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	9,000円
300㎡以上1,000㎡未満	15,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	25,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	74,000円

	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	110,000 円
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	140,000 円
	25,000 m ² 以上	180,000 円
(2) (1) 以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 一戸建ての住宅（モデル住宅法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）の場合 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額		
	床面積の合計	申請 1 件につき
	200 m ² 未満	16,000 円
	200 m ² 以上	17,000 円
イ 一戸建ての住宅（仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）の場合 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額		
	床面積の合計	申請 1 件につき
	200 m ² 未満	16,000 円
	200 m ² 以上	17,000 円
ウ 一戸建ての住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）の場合 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額		
	床面積の合計	申請 1 件につき
	200 m ² 未満	31,000 円
	200 m ² 以上	35,000 円
エ 共同住宅等（フロア入力法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。）の場合 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額		
	床面積の合計	申請 1 件につき
	300 m ² 未満	30,000 円
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	52,000 円

	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	95,000 円
	5,000 m ² 以上	140,000 円
オ	共同住宅等（イの仕様基準を用いるものに限る。）の場合 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
	床面積の合計	申請 1 件につき
	300 m ² 未満	30,000 円
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	52,000 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	95,000 円
	5,000 m ² 以上	140,000 円
カ	共同住宅等（ウの性能基準を用いるものに限る。）の場合 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
	床面積の合計	申請 1 件につき
	300 m ² 未満	63,000 円
	300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	100,000 円
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	180,000 円
	5,000 m ² 以上	250,000 円
キ	1 の建築物全体の場合（アからカまでに掲げる場合を除く。） 次に掲げる手数料を合算した額	
	（ア）住宅部分（エ）から（カ）までに係るものを除き、アのモデル 住宅法を用いるものに限る。） 次に掲げる面積の区分に 応じ、それぞれ次に定める額	
	床面積の合計	申請 1 件につき
	200 m ² 未満	16,000 円
	200 m ² 以上	17,000 円
	（イ）住宅部分（エ）から（カ）までに係るものを除き、イの仕様 基準を用いるものに限る。） 次に掲げる面積の区分に応じ、 それぞれ次に定める額	
	床面積の合計	申請 1 件につき
	200 m ² 未満	16,000 円
	200 m ² 以上	17,000 円

(ウ) 住宅部分（エ）から（カ）までに係るものを除き、ウの性能基準を用いるものに限る。） 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
床面積の合計	申請1件につき
200 m ² 未満	31,000 円
200 m ² 以上	35,000 円
(エ) 共同住宅等の部分（エのフロア入力法を用いるものに限る。） 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
床面積の合計	申請1件につき
300 m ² 未満	30,000 円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	52,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	95,000 円
5,000 m ² 以上	140,000 円
(オ) 共同住宅等の部分（イの仕様基準を用いるものに限る。） 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
床面積の合計	申請1件につき
300 m ² 未満	30,000 円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	52,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	95,000 円
5,000 m ² 以上	140,000 円
(カ) 共同住宅等の部分（ウの性能基準を用いるものに限る。） 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
床面積の合計	申請1件につき
300 m ² 未満	63,000 円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	100,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	180,000 円
5,000 m ² 以上	250,000 円

(キ) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能適合性判定の部 (1)の款アの項に規定するモデル建物法を用いるものに 限る。） 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に 定める額	
床面積の合計	申請1件に つき
300 m ² 未満	80,000 円
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	100,000 円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	130,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	210,000 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	280,000 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	340,000 円
25,000 m ² 以上	400,000 円
(ク) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能適合性判定の部 (1)の款イの項に規定する標準入力法・主要室入力法を用いる ものに限る。） 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ 次に定める額	
床面積の合計	申請1件に つき
300 m ² 未満	210,000 円
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	260,000 円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	330,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	480,000 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	590,000 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	700,000 円
25,000 m ² 以上	800,000 円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

足利市男女共同参画センター条例の改正について

次のとおり改正する。

令和5年6月9日提出

足利市長 早川尚秀

足利市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

足利市男女共同参画センター条例（平成17年足利市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第5講習室の項の次に次のように加える。

第6講習室	45人	1,760円	2,750円	3,300円
-------	-----	--------	--------	--------

附 則

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の足利市男女共同参画センター条例（以下「新条例」という。）の規定による施設の利用に関し必要な手続、申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

足利市火災予防条例の改正について

次のとおり改正する。

令和5年6月9日提出

足利市長 早川尚秀

足利市火災予防条例の一部を改正する条例

足利市火災予防条例（平成2年足利市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ）をいう。以下この項において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを

電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の足利市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和5年6月9日提出

足利市長 早川尚秀

記

- 1 取得財産の表示 救助工作車（Ⅱ型） 1台
- 2 取得金額 199,089,000円
- 3 取得の方法 指名競争入札
- 4 取得先 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北忠司

足利市介護保険条例の一部を改正する条例の改正について

次のとおり改正する。

令和5年6月9日提出

足利市長 早川尚秀

足利市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

足利市介護保険条例の一部を改正する条例（令和2年足利市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年度分及び」を削り、「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第2項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

議案第44号

足利市国民健康保険条例の一部を改正する条例の改正について

次のとおり改正する。

令和5年6月9日提出

足利市長 早川尚秀

足利市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

足利市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年足利市条例第13号)
の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年度分及び」を削り、「令和4年4月1日から令和5年
3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第2項の規定
は、令和5年4月1日から適用する。

所有権確認等請求調停事件に係る調停について

次のとおり調停を成立させる。

令和5年6月9日提出

足利市長 早川尚秀

所有権確認等請求調停事件に係る調停の内容は、次のとおりとする。

○ 当事者

申立人

相手方

相手方

足利市本城三丁目 2 1 4 5 番地

足利市

足利市長 早 川 尚 秀

○ 調停条項

- 1、申立人、相手方 (以下「相手方甲」という。)、相手方足利市 (以下「相手方乙」という。) 及び利害関係人は、別紙 1 物件目録記載 1 の土地の範囲が、別紙 3 「公図と現況対比図」の S 2 6 5、㊗、㊘、㊙、㊚、㊛、㊜、㊝、㊞、㊟、㊠、㊡、㊢、㊣、㊤、㊥、㊦、㊧、㊨、㊩、㊪、㊫、㊬、㊭、㊮、㊯、㊰、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、2 6 0、2 5 1、2 7 1、2 9 8、2 7 0、2 6 9、S 2 6 5 の各点を順次直線で結ぶ線で囲まれた範囲であることを相互に確認する。
- 2、申立人は、相手方甲に対し、別紙 1 物件目録記載 2 の土地 (以下「本件土地 2」という。) につき、別紙 4 「土地所在図、地積測量図」の③のとおり分筆登記手続をした上、本日付け和解を原因とする所有権移転登記手続をする。
- 3、申立人、相手方甲及び利害関係人は、別紙 1 物件目録記載 5 の土地の範囲が、別紙 3 「公図と現況対比図」の㊘、㊙、㊚、㊛、㊜、㊝、㊞、㊟、㊠、㊡、㊢、㊣、㊤、㊥、㊦、㊧、㊨、㊩、㊪、㊫、㊬、㊭、㊮、㊯、㊰、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、5 4、2 5 6、2 6 1、㊚、

①、②、③、④、⑤、⑥の各点を順次直線で結ぶ線で囲まれた範囲であることを相互に確認する。

4、申立人、相手方甲及び利害関係人は、本日、申立人、相手方甲及び利害関係人の共有である別紙1物件目録記載5の土地を分割し、次のとおり各自の単独所有とする。

(1) 申立人の所有部分 別紙1物件目録記載8の土地(別紙5「土地所在図、地積測量図」の③部分)(以下、この土地を「本件土地8」という。)

(2) 相手方甲の所有部分 別紙1物件目録記載6の土地(別紙5「土地所在図、地積測量図」の②部分)(以下、この土地を「本件土地6」という。)

(3) 相手方甲の所有部分 別紙1物件目録記載7の土地(別紙5「土地所在図、地積測量図」の①部分)(以下、この土地を「本件土地7」という。)

5、申立人、相手方甲及び利害関係人は、本件土地6につき、別紙5「土地所在図、地積測量図」の②のとおり分筆登記手続をした上、申立人は、相手方甲に対し、申立人の共有持分について、本日付け共有物分割を原因とする共有持分全部移転登記手続をする。

6、申立人、相手方甲及び利害関係人は、本件土地7につき、別紙5「土地所在図、地積測量図」の①のとおり分筆登記をした上、申立人は、相手方甲に対し、申立人の共有持分について、本日付け共有物分割を原因とする共有持分全部移転登記手続をする。

7、申立人、相手方甲及び利害関係人は、本件土地8につき、別紙5「土地所在図、地積測量図」の③のとおり分筆登記手続をした上、相手方甲及び利害関係人は、申立人に対し、各共有持分について、それぞれ本日付け共有物分割を原因とする共有持分全部移転登記手続をする。

- 8、申立人及び相手方乙は、本日、申立人の所有する別紙1 物件目録記載3の土地（以下「本件土地3」という。）と、相手方乙の所有する別紙2 物件目録（分筆登記手続後予定地番）記載1の土地（以下「本件土地（分筆予定地）1」という。）を交換する。
- 9、申立人は、相手方乙に対し、本件土地3につき、別紙4「土地所在図、地積測量図」の②のとおり分筆登記手続をした上、本日付け交換を原因とする所有権移転登記手続をする。
- 10、前項の分筆登記手続費用及び所有権移転登記手続費用は、申立人の負担とする。
- 11、申立人及び相手方乙は、本日、申立人が、相手方乙に対し、本件土地3を引き渡し、相手方乙が、本件土地3の引渡しを受けたことを相互に確認する。
- 12、相手方乙は、申立人に対し、本件土地（分筆予定地）1及び別紙2 物件目録（分筆登記手続後予定地番）記載2の土地（以下「本件土地（分筆予定地）2」という。）の分筆、表示及び保存登記手続に必要な書類を交付することを約束する。
- 13、本件土地（分筆予定地）1及び本件土地（分筆予定地）2の分筆、表示及び保存登記手続費用は、申立人の負担とする。
- 14、申立人及び相手方乙は、本日、相手方乙が、申立人に対し、本件土地（分筆予定地）1を引き渡し、申立人が本件土地（分筆予定地）1の引渡しを受けたことを相互に確認する。
- 15、相手方甲及び利害関係人は、申立人及び相手方乙に対し、本件土地2及び本件土地6は、水路として使用されている土地であることを認める。
- 16、相手方乙、相手方甲及び利害関係人は、本件土地2及び本件土地6について、相手方甲及び利害関係人を「貸主」、相手方乙を「借主」とする使用貸借契約を締結することを約束する。なお、この契約を締結するときは、別紙7「無償使用承諾書」という書面を用いるものとし、別紙7「無償使用

承諾書」の詳細については、相手方乙、相手方甲及び利害関係人が協議の上
決めることとする。

17、調停費用は、各自の負担とする。

物件目録

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 所 | 在 | 足利市田島町字砂田 |
| | 地 | 番 | 82番1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 312.80平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 足利市田島町字砂田 |
| | 地 | 番 | 82番1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 312.80平方メートル |
| | | | のうち |
| | | | 別紙4「土地所在図、地積測量図」の㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、
297、㊸の各点を順次直線で結んだ部分5.77平方
メートル |
| | | | (別紙4「土地所在図、地積測量図」の㊻部分) |
| 3 | 所 | 在 | 足利市田島町字砂田 |
| | 地 | 番 | 82番1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 312.80平方メートル |
| | | | のうち |
| | | | 別紙4「土地所在図、地積測量図」のS265、㊸、297、
299、298、270、269、S265の各点を順次
直線で結んだ部分37.77平方メートル |

(別紙4「土地所在図、地積測量図」の②部分)

4 所 在 足利市田島町字砂田
地 番 8 2 番 3
地 目 宅地
地 積 3 7 3 . 1 5 平方メートル

5 所 在 足利市田島町字砂田
地 番 8 2 番 4
地 目 雑種地
地 積 4 8 平方メートル

6 所 在 足利市田島町字砂田
地 番 8 2 番 4
地 目 雑種地
地 積 4 8 平方メートル

のうち

別紙5「土地所在図、地積測量図」の㊸、㊹、㊺、㊻、㊼

の各点を順次直線で結んだ部分7. 16平方メートル

(別紙5「土地所在図、地積測量図」の②部分)

7 所 在 足利市田島町字砂田
地 番 8 2 番 4
地 目 雑種地
地 積 4 8 平方メートル

のうち

別紙5「土地所在図、地積測量図」の㉔、㉕、54、256、
261、④、B125、㉑、㉒の各点を順次直線で結んだ
部分32平方メートル（面積32.54平方メートル）
（別紙5「土地所在図、地積測量図」の①部分）

8	所	在	足利市田島町字砂田
	地	番	82番4
	地	目	雑種地
	地	積	48平方メートル

のうち

別紙5「土地所在図、地積測量図」の㉑、B125、④、
①、㉖、㉗、㉘の各点を順次直線で結んだ部分9.24
平方メートル

（別紙5「土地所在図、地積測量図」の③部分）

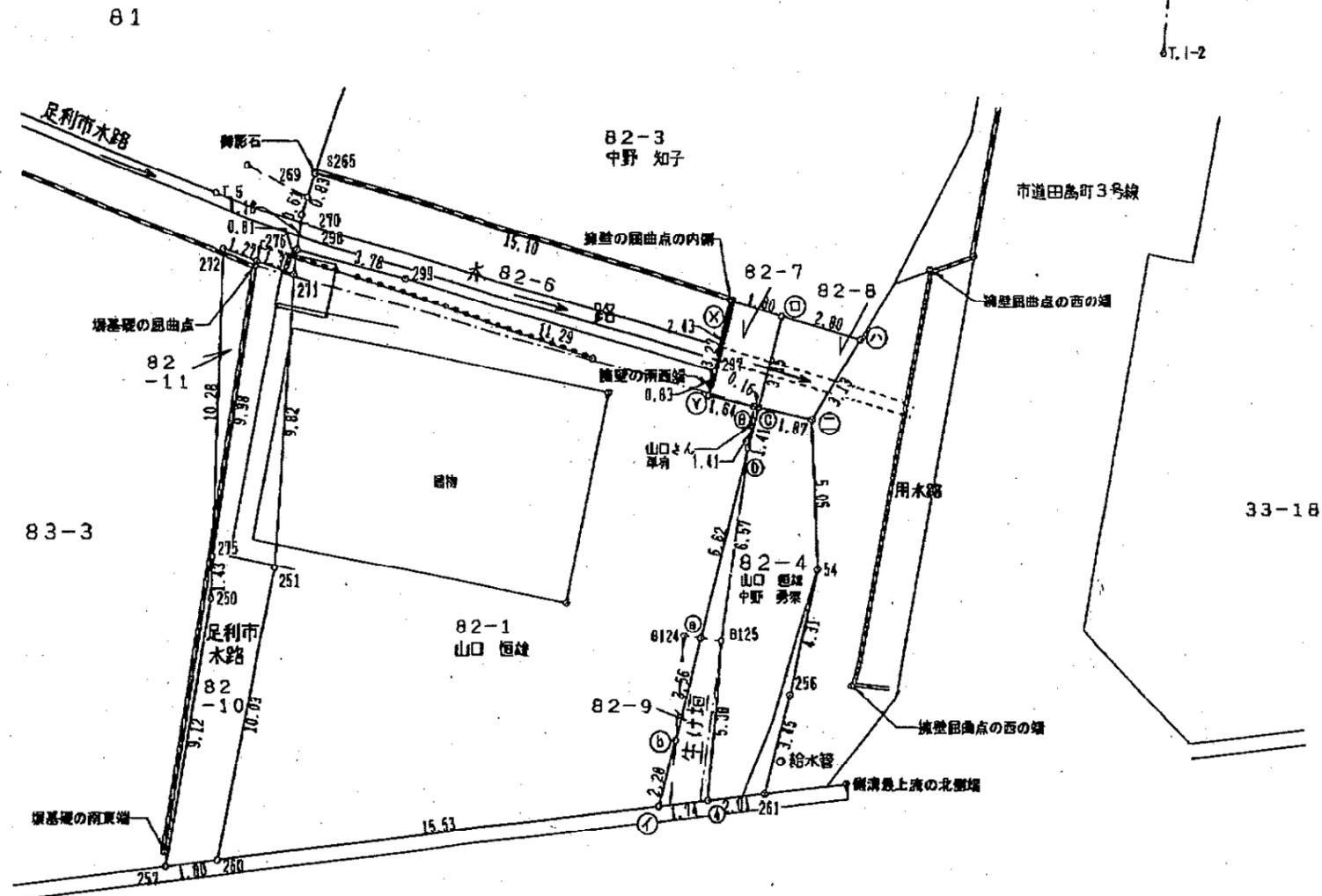
物件目録（分筆登記手続後予定地番）

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 所 在 | 足利市田島町字砂田 |
| | 地 番 | 82番10 |
| | 地 目 | 水路 |
| | 地 積 | 別紙6「土地所在図、地積測量図」の276、271、251、
260、257、250、275、276の各点を順次直線
で結んだ部分37平方メートル（面積37.51平方メートル）
（別紙6「土地所在図、地積測量図」の①部分） |
| 2 | 所 在 | 足利市田島町字砂田 |
| | 地 番 | 82番11 |
| | 地 目 | 水路 |
| | 地 積 | 別紙6「土地所在図、地積測量図」の272、276、275、
272の各点を順次直線で結んだ部分6.25平方メートル
（別紙6「土地所在図、地積測量図」の②部分） |

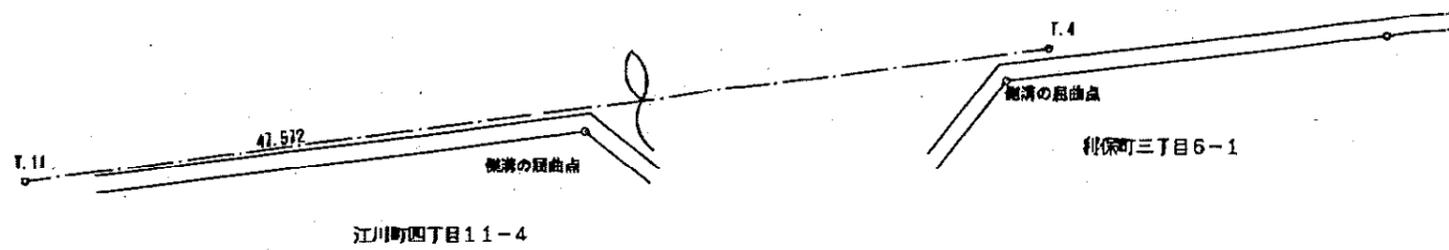
公図と現況対比図

足利市田島町字砂田

S=1:200



市道北御学校通り



平成16年10月28日作成
 令和2年4月23日作成
 令和3年12月16日作成
 令和4年3月30日作成
 令和4年4月14日作成
 令和5年1月18日作成

土地所在図
地積測量図

地番 82-1、82-6、82-7
土地の所在 足利市田島町字砂田

求積表

地番	① 82-1			
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
299	82.098	59.928	3.587	294.270306
299	80.161	63.208	12.989	1041.211229
287	74.398	72.917	9.308	692.124694
(Y)	73.672	72.511	1.053	77.578618
(B)	72.921	73.970	1.601	116.746521
(C)	72.848	74.112	-0.543	-39.556464
(D)	71.621	73.427	-3.913	-280.252973
(a)	86.843	70.189	-4.962	-326.712966
(b)	62.739	68.465	-2.847	-178.617938
(J)	60.747	67.952	-16.474	-1000.746078
280	63.005	51.991	-10.677	-685.306386
251	71.981	58.479	7.830	549.215030
271	81.286	69.621	3.453	280.680568
合計			640.833055	
合計面積			270.3186275	
地積			270.31	m ²

地番	② 82-6			
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
S265	84.319	61.170	13.395	1129.463005
(X)	76.526	74.105	11.747	898.939175
297	74.398	72.817	-10.887	-810.715006
299	80.161	63.208	-12.989	-1041.211229
298	82.038	58.828	-2.836	-232.558768
270	83.127	60.372	0.782	65.005314
269	83.632	60.710	0.798	66.738336
合計			75.549827	
合計面積			37.7749136	
地積			37.77	m ²

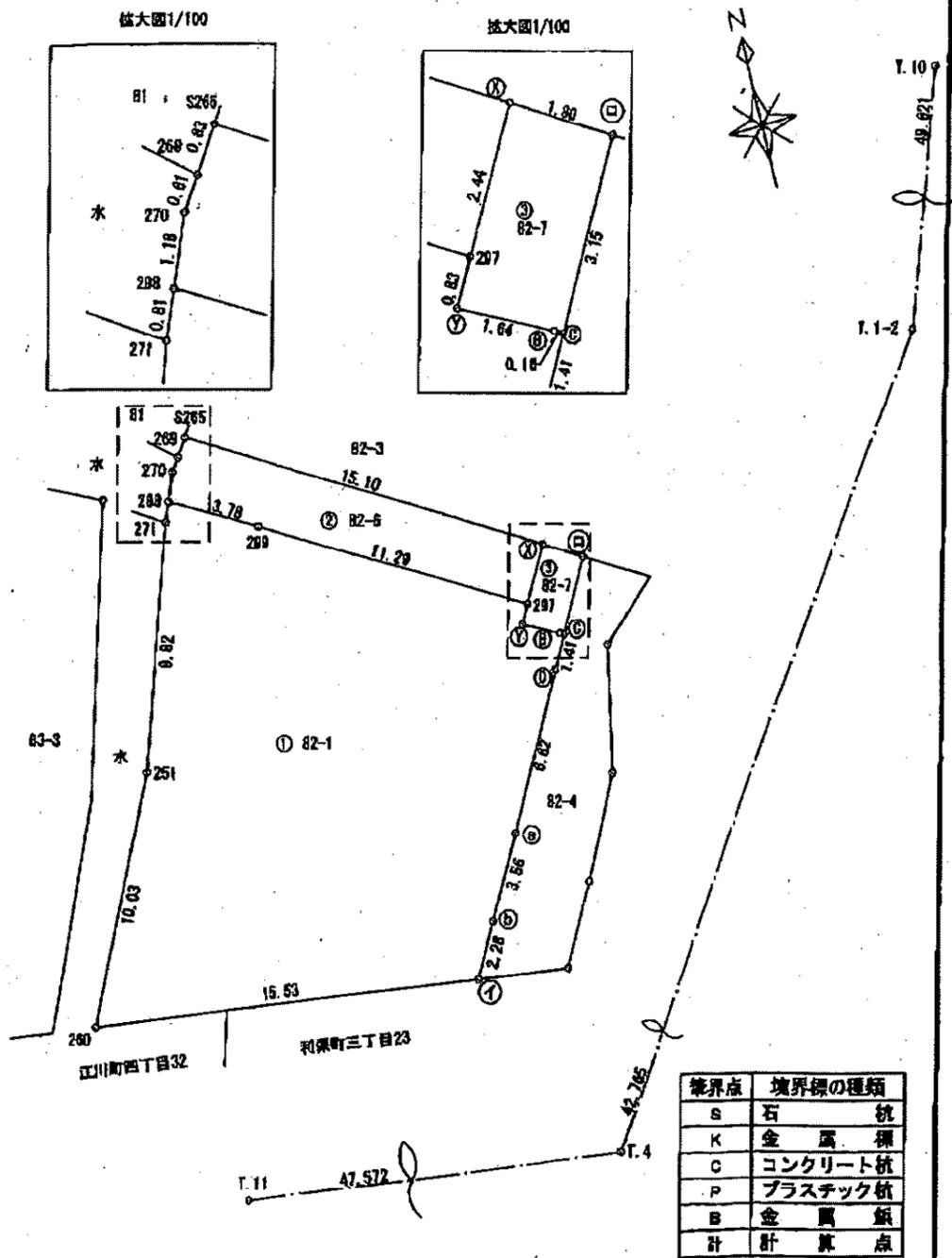
地番	③ 82-7			
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
(X)	76.526	74.105	2.730	208.913260
(a)	76.594	76.647	0.007	0.529158
(C)	72.848	74.112	-1.677	-122.168098
(B)	72.921	73.970	-1.601	-116.746521
(Y)	73.672	72.511	-1.053	-77.578618
297	74.398	72.917	1.594	116.590412
合計			11.543587	
合計面積			6.7717835	
地積			6.77	m ²

総合計面積 313.8632345 m²

恒久的地物の種類及び座標値 (任意座標)

点名	X座標	Y座標	備考
T. 10	127.513	107.178	側溝端に鉄線
T. 1-2	80.704	90.708	鉄線
T. 4	46.926	66.391	鉄線
T. 11	52.176	18.286	側溝端に鉄線

測量年月日 令和 年 月 日



作成者 _____ 縮尺 1/ _____ 申請人 _____ 縮尺 1/ 250

(栃木県土地家屋調査士会用紙)

土地所在図
地積測量図

地番 82-4、82-8、82-9
土地の所在 足利市田島町字砂田

求積表

NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
①	72.848	74.112	2.848	171.047104
②	71.992	75.775	0.595	42.885240
54	87.055	74.707	-9.014	-202.103770
258	63.208	72.761	-3.643	-230.286744
261	60.202	71.064	-3.687	-221.964774
④	60.494	69.074	-0.167	-10.102498
B125	65.661	70.897	4.353	285.387033
⑤	71.621	73.427	3.215	230.261515
合計				65.093106
合計面積				32.5485530
地積				32.54 m ²

NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
⑥	75.694	75.647	-3.934	-297.386798
⑦	72.848	74.112	0.128	9.324544
⑧	71.992	75.775	3.934	283.218528
⑨	74.147	78.046	-0.128	-9.490816
合計				-14.336540
合計面積				7.1682700
地積				7.16 m ²

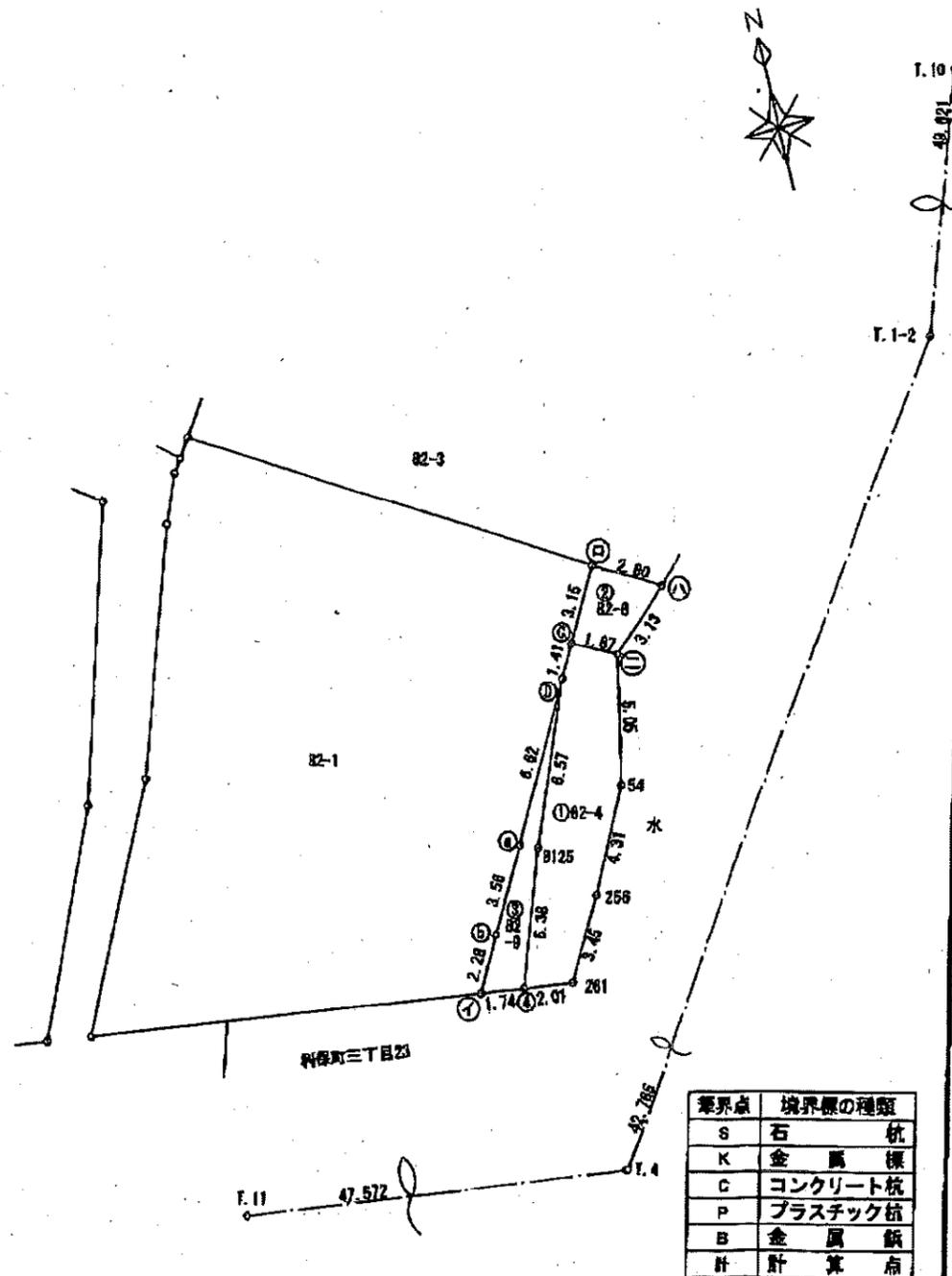
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
⑩	71.621	73.427	-0.698	-49.991458
⑪	65.843	70.199	-4.962	-326.712988
⑫	62.738	68.466	-2.847	-178.617933
⑬	60.747	67.352	0.609	36.994923
⑭	60.494	69.074	3.545	214.461230
B125	65.661	70.897	4.353	285.387033
合計				-18.489171
合計面積				9.2445855
地積				9.24 m ²

総合計面積 48.9594085 m²

恒久的地物の種類及び座標値(任意座標)

点名	X座標	Y座標	備考
T. 10	127.513	107.176	測量端に設置
T. 1-2	80.704	90.708	新標
T. 4	45.528	66.391	鉄鋼
T. 11	62.178	19.286	測量端に設置

測量年月日 令和 年 月 日



境界点	境界標の種類
S	石 杭
K	金 属 標
C	コンクリート杭
P	プラスチック杭
B	金 属 釘
計	計 算 点

作成者 _____ 縮尺 1/ _____ 申請人 _____ 縮尺 1/ 250

(栃木県土地家屋調査士会用紙)

土地所在図
地積測量図

地番 82-10、82-11

土地の所在 足利市田島町字砂田

求積表

地番 ① 82-10				
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
276	82.058	58.472	5.201	426.783658
271	81.286	59.621	-1.997	-162.328142
251	71.981	56.475	-7.630	-549.215030
260	63.005	51.991	-6.268	-394.788330
267	63.267	60.209	2.012	127.293204
250	71.563	54.003	4.211	301.851793
275	72.931	54.420	4.469	326.928639
合計				76.024792
合計面積				37.6123960
地積				37.61 m ²

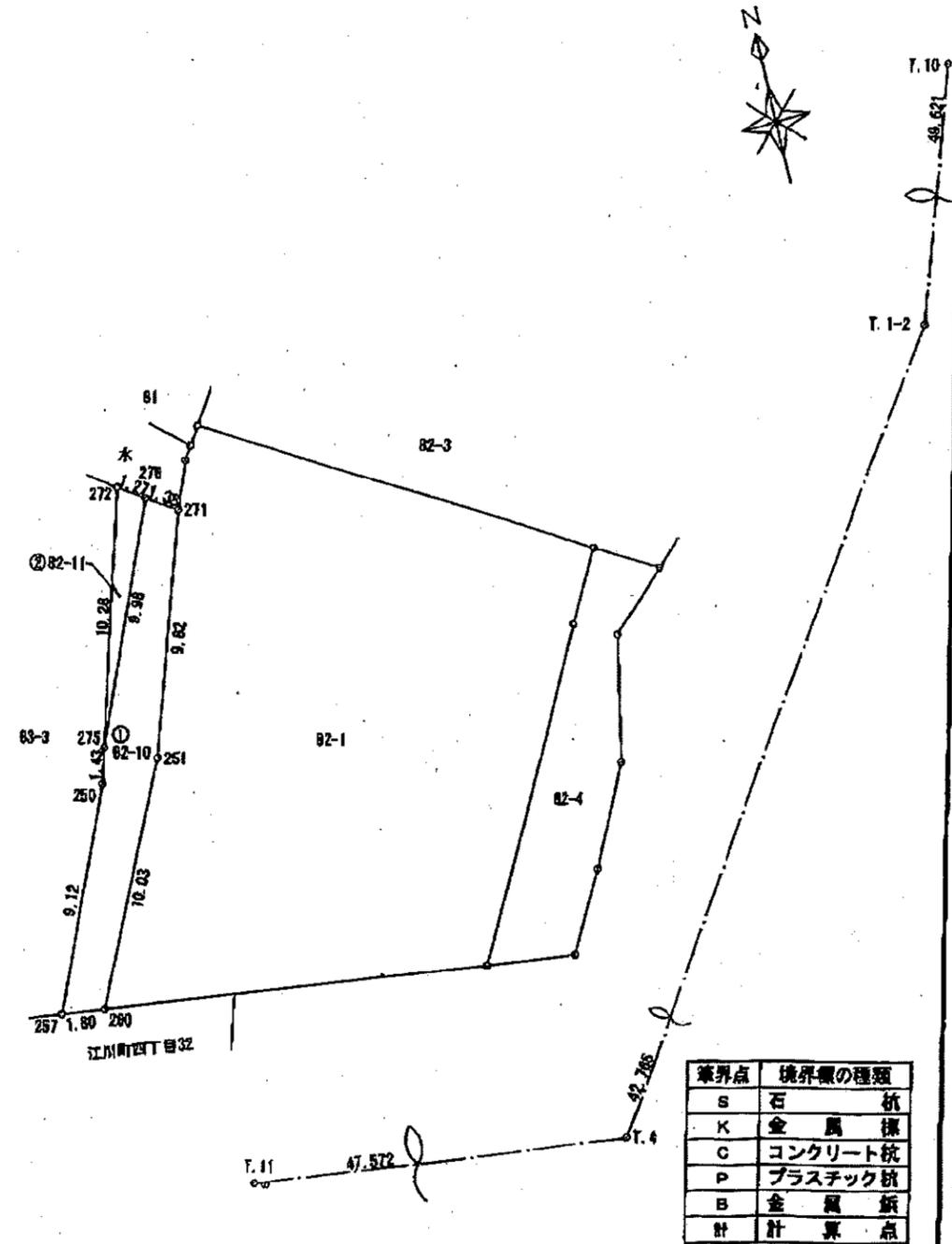
地番 ② 82-11				
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n · (Y _{n+1} -Y _{n-1})
272	82.767	57.417	4.052	335.371884
276	82.058	58.472	-2.997	-245.927826
275	72.931	54.420	-1.055	-76.942205
合計				12.501853
合計面積				6.2509266
地積				6.25 m ²

総合計面積 43.7633226 m²

恒久的地物の種類及び座標値 (任意座標)

点名	X座標	Y座標	備考
T. 10	127.613	107.176	側溝端に鉄杭
T. 1-2	80.704	60.708	鉄杭
T. 4	45.526	68.391	鉄杭
T. 11	52.178	19.288	側溝端に鉄杭

測量年月日 令和 年 月 日



作成者

縮尺

1/

申請人

縮尺

1/250

(栃木県土地家屋調査士会紙)

令和 年 月 日

無償使用承諾書

足利市長あて

土地所有者
住 所
氏 名

下記の土地について、田島町 321 号排水路の水路用地として、無償にて使用することを承諾します。

また、土地所有者が変更となるときは、新たな所有者に上記の旨を継承します。

なお、無償使用期間は令和 年 月 日～令和 年 月 日の5年間としますが、水路としての機能を有すると市が判断した場合は、期間を更新します。

記

1. 土地の表示 (別紙「公図と現況対比図」による)

所在	地番	公簿地目	公簿面積	貸借面積
足利市田島町字砂田	82 番地 7	宅地	5.77 m ²	5.77 m ²
	82 番地 8	雑種地	7.16 m ²	7.16 m ²

2. 添付図面 位置図、平面図、公図、求積図

※1)面積は隣地との境界確定をした場合、変更となる場合があります。

2)水路としての機能を有する場合とは、田島町 77-1、78、79-2、80-1、81、81-2、82-1、83-1、-3、84-1、-3、-4、-5、-6、85、86-1 番地からの排水(雨水含む)があることを指すものとします。これらの排水がないと判断された場合には、ただちに無償使用を終了します。

3)無償使用終了に伴い、東側道路側溝への接続部については、足利市が封鎖することとし、その他の撤去は必要に応じて自身が行います。

令和 4 年度足利市一般会計継続費繰越計算書について

次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

足利市長 早 川 尚 秀

令和4年度足利市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 繰越繰越額	計
45 土木費	15 道路橋 りょう費	五十部町 4号線道 路改良事 業(踏切道 路改良工 事)	円 102,000,000	円 35,000,000	円 0	円 35,000,000

支出済額及び支出見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左の財源内訳			
			繰越金	特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
円	円	円	円	円	円	円
0	35,000,000	35,000,000	1,650,000	19,250,000	14,100,000	0

令和 4 年度足利市一般会計繰越明許費繰越計算書について

次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

足利市長 早 川 尚 秀

令和4年度足利市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円
15 総務費	10 総務管理費	防災対策事業費	1,914,000	1,914,000	0	国 956,000	958,000
		公共施設等適正管理推進事業費	1,232,000	616,000	0	0	616,000
20 民生費	15 児童福祉費	民間保育所等施設整備費補助金	131,910,000	131,910,000	0	国 87,940,000 債 43,500,000	470,000
	20 老人福祉費	整備事業費(幸楽荘設備整備)	2,728,000	2,728,000	0	0	2,728,000
25 衛生費	10 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	150,926,000	150,926,000	0	国 150,926,000	0
		新型コロナウイルス対策予防接種費	70,000,000	43,270,000	0	国 43,270,000	0
		斎場再整備事業費	25,314,000	1,100,000	0	0	1,100,000
	15 清掃費	地区環境保全協議会交付金等	2,500,000	1,043,000	0	0	1,043,000
		クリーンセンター(南部クリーンセンター焼却施設改修)	393,800,000	393,800,000	0	債 393,700,000	100,000
		施設管理運営費(最終処分場)	3,900,000	2,180,000	使 2,180,000	0	0
		ごみ処理施設等建設事業費	137,390,000	134,294,000	国 28,291,000	債 89,400,000	16,603,000

35 農林水産業費	15 林業費	林道事業費	10,700,000	10,700,000	0	債 10,600,000	100,000
45 土木費	15 道路橋りょう費	急傾斜地崩壊対策事業費等負担金	13,588,000	13,139,000	0	債 13,100,000	39,000
		道路メンテナンスサイクル事業費	19,340,000	19,340,000	0	国 9,812,000	9,528,000
		自動車購入等（更新）	5,510,000	3,959,000	0	0	3,959,000
		五十部町4号線道路改良事業費	18,180,000	15,352,000	0	国債 4,494,000 9,600,000	1,258,000
		江川利保通り道路改良事業費	44,900,000	27,569,000	0	国債 14,066,000 11,200,000	2,303,000
		単独道路改良事業費	70,600,000	57,883,000	0	債 55,000,000	2,883,000
		通学路安全対策等事業費	11,521,000	9,545,000	0	債 8,500,000	1,045,000
		冠水対策事業費	8,770,000	3,862,000	0	債 3,400,000	462,000
		橋りょう維持補修費	10,000,000	6,200,000	0	債 5,500,000	700,000
		橋りょう整備事業費	7,657,000	7,657,000	0	債 6,800,000	857,000
		橋りょう長寿命化修繕事業費	52,180,000	47,280,000	0	国債 24,904,000 13,200,000	9,176,000
		20 河川費	一般排水路工事費	77,346,000	73,422,000	0	債 73,000,000
河川排水路浚渫等工事費	5,000,000		4,941,000	0	0	4,941,000	
25 都市計画費		（仮称）足利スマートIC関連事業費	8,520,000	8,520,000	0	債 8,400,000	120,000

		大日西土地区画整理事業費	2,800,000	2,800,000	0	国債 1,100,000 1,100,000	600,000
		中央土地区画整理事業費	45,835,000	45,835,000	0	国債 22,417,000 20,200,000	3,218,000
		西新井地区環境改善事業費	1,800,000	1,298,000	0	債 1,100,000	198,000
		山辺西部第一土地区画整理事業費	64,243,000	47,189,000	諸 31,800,000	国債 8,189,000 7,200,000	0
		山辺西部第二土地区画整理事業費	117,152,000	66,550,000	0	国債 18,525,000 46,300,000	1,725,000
		一般公園施設整備事業費	32,000,000	32,000,000	0	国債 15,500,000 15,500,000	1,000,000
	30 住宅費	市営住宅再編計画推進事業費	5,173,000	5,173,000	使 5,173,000	0	0
50 消防費	10 消防費	消防・救急活動事務費	13,266,000	13,266,000	0	0	13,266,000
		消防自動車等整備事業費	86,012,000	86,012,000	0	債 83,400,000	2,612,000
55 教育費	15 小学校費	校舎等維持補修費	2,574,000	1,925,000	0	0	1,925,000
		学校保健特別対策事業費	4,400,000	4,400,000	0	国 2,200,000	2,200,000
	20 中学校費	学校保健特別対策事業費	2,200,000	2,200,000	0	国 1,100,000	1,100,000
	25 社会教育費	樺崎寺跡保存整備事業費	5,475,000	5,475,000	0	国債 2,737,000 2,400,000	338,000
	30 保健体育費	地域運動施設維持補修費	4,077,000	4,077,000	0	0	4,077,000

令和 4 年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別会計
繰越明許費繰越計算書について

次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

足利市長 早 川 尚 秀

令和4年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財	未収入特定財	一般財源
10 産業団地開発事業費	10 産業団地開発事業費	産業団地開発事業費	円 124,589,000	円 124,589,000	円 繰入 12,489,000	円 債 112,100,000	円 0

令和4年度足利市水道事業会計予算繰越計算書について

次のとおり報告する。

令和5年6月9日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
資本的支出	建設改良費	天王浄水場次亜消毒設備更新工事(電気設備工事)	円 27,918,000	円 0	円 26,950,000
		天王浄水場次亜消毒設備更新工事(機械設備工事)	21,153,000	8,100,000	12,162,000
		叶花増圧場計装・監視盤等更新工事	36,729,000	0	35,200,000
		本城配水場配水池防水工事	39,160,000	10,600,000	27,515,000
		南部浄水場配水流量計等更新工事	18,161,000	7,000,000	10,600,000
		大前浄水場1号取水ポンプ盤更新工事	6,820,000	2,600,000	4,000,000
		坂西浄水場4号配水ポンプ等更新工事	20,196,000	6,000,000	13,789,000
		今福浄水場外流量計更新工事	33,462,000	12,900,000	19,550,000
		舗装復旧工事(市道昌平町1号線外)	13,068,000	5,000,000	7,650,000
		配水管更新工事(県道桐生岩舟線)その2	33,055,000	11,400,000	20,962,000
		配水管更新工事(市道利保町1丁目26号線外)	23,111,000	8,900,000	13,430,000
		配水管移設工事(県道借宿西新井線)	14,542,000	5,100,000	8,914,000
		配水管移設工事(国道293号)その3	7,997,000	3,100,000	4,710,000
		配水管移設工事(国道293号)その4	16,665,000	6,500,000	9,824,000
		配水管布設工事(区画道路52号線外)	5,918,000	0	5,764,000

左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企業債	損益勘定留保資金			
円	円	円	円	
10,100,000	16,850,000	968,000	0	資材の調達に不測の日数を要するため。
6,000,000	6,162,000	891,000	0	資材の調達に不測の日数を要するため。
17,600,000	17,600,000	1,529,000	0	資材の調達に不測の日数を要するため。
0	27,515,000	1,045,000	0	施工に不測の日数を要するため。
0	10,600,000	561,000	0	工法の選定に不測の日数を要するため。
1,900,000	2,100,000	220,000	0	資材の調達に不測の日数を要するため。
5,200,000	8,589,000	407,000	0	施工に不測の日数を要するため。
9,700,000	9,850,000	1,012,000	0	資材の調達に不測の日数を要するため。
0	7,650,000	418,000	0	資材の調達に不測の日数を要するため。
8,400,000	12,562,000	693,000	0	地元関係者との調整に不測の日数を要するため。
0	13,430,000	781,000	0	施工に不測の日数を要するため。
0	8,914,000	528,000	0	県発注の道路築造工事（県道借宿西新井線）と施工時期の調整を要するため。
0	4,710,000	187,000	0	県発注の電線共同溝工事（国道293号朝倉町地内）と施工時期の調整を要するため。
0	9,824,000	341,000	0	県発注の道路築造工事（国道293号田所町地内）と施工時期の調整を要するため。
0	5,764,000	154,000	0	市発注の道路築造工事（山辺西部第一土地区画整理事業）と施工時期の調整を要するため。

令和4年度足利市下水道事業会計予算繰越計算書について

次のとおり報告する。

令和5年6月9日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
資本的支出	建設改良費	足利市公共下水道ストックマネジメント計画に伴う管渠実施設計業務委託	17,000,000	3,600,000	13,400,000
		足利市公共下水道全体計画の変更及び事業計画の変更に伴う業務委託	19,800,000	4,700,000	15,100,000
		足利市公共下水道山辺西部土地区画整理地区築造工事(第B工区)	4,200,000	0	4,200,000
		足利市公共下水道福居町地区築造工事(第Y-3工区)	7,800,000	2,400,000	5,400,000
		南大町地区管路施設改築工事その2	22,400,000	7,800,000	14,600,000

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円 4,372,500	8,000,000	1,027,500	円 0	円 0	工法の選定に不測の日数を要するため。
0	0	15,100,000	0	0	関係機関との協議に不測の日数を要するため。
0	3,000,000	1,200,000	0	0	市発注の道路築造工事（山辺西部第一土地区画整理事業）と施工時期の調整を要するため。
0	3,500,000	1,900,000	0	0	関係地権者との調整に不測の日数を要するため。
0	11,700,000	2,900,000	0	0	関係地権者との調整に不測の日数を要するため。

令和4年度足利市一般会計事故繰越し繰越計算書について

次のとおり報告する。

令和5年6月9日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額
				支出済額	支出未済額		
45 土木費	20 河川費	水門等管理 費	円 3,683,000	円 3,606,000	円 77,000	円 0	円 77,000
	25 都市計 画費	一般公園施 設整備事業 費	30,437,000	26,109,000	4,328,000	0	4,328,000

左の財源内訳			説 明
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源	
円 0	円 0	円 77,000	受託者の業務停止により、委託金の請求がなく、支払ができないため。
国 2,100,000	0	2,228,000	工事請負者の業務停止により、工事請負費の請求がなく、支払ができないため。